

運用指針

第2条①-イ

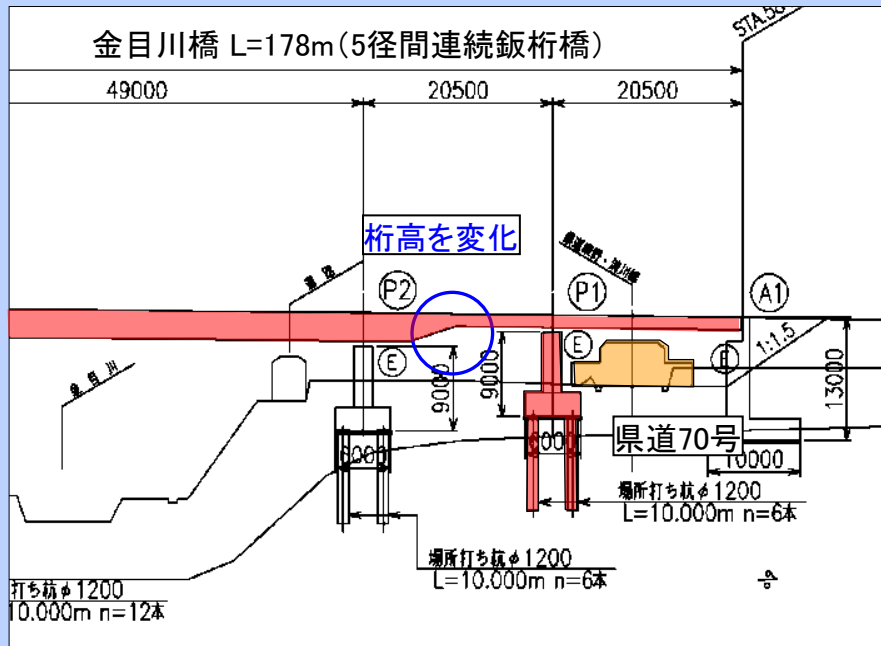
地権者、関係機関などへの提案及び協議

橋梁形式の変更（5径間から4径間）

（新東名高速道路 イセハラキタ 伊勢原北IC（仮称）～ハダノ 秦野IC（仮称））

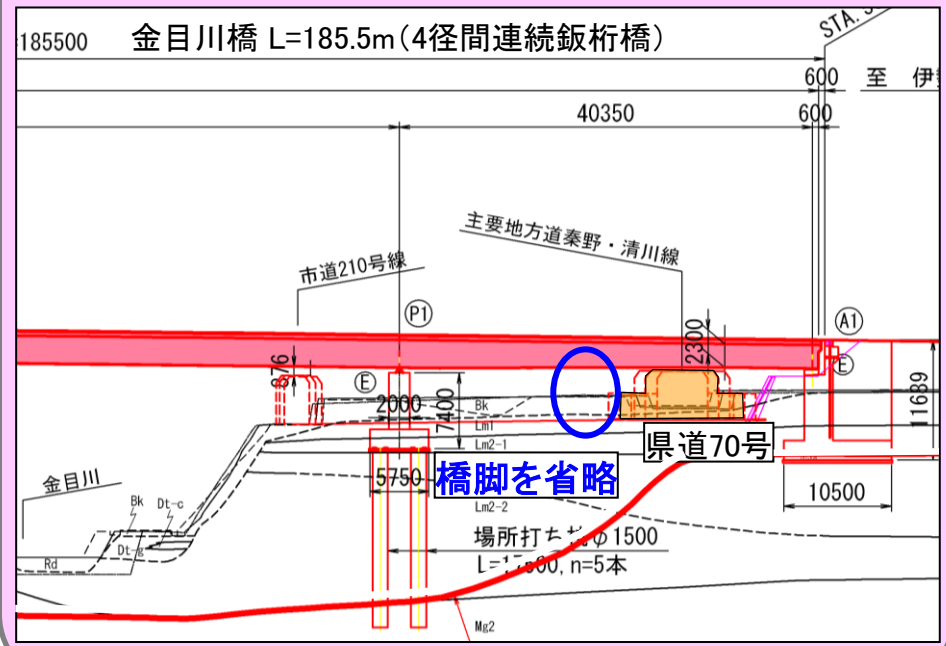
## 当初計画

- ・本線の線形は都市計画に基づいて計画
- ・金目川橋の橋梁形式は、県道70号の建築限界を考慮し、県道脇に橋脚を配置した低い桁高で計画



## 経営努力による変更

- ・県道70号の一部区間の縦断を切り下げ、桁高を大きくすることで、橋脚を1基省略できる点に着目
- ・県道を切り下げても、県道に接続する道路に段差等の影響が生じないことを確認
- ・県道の切下げについて関係機関及び地元住民と協議を実施し、了解を得る

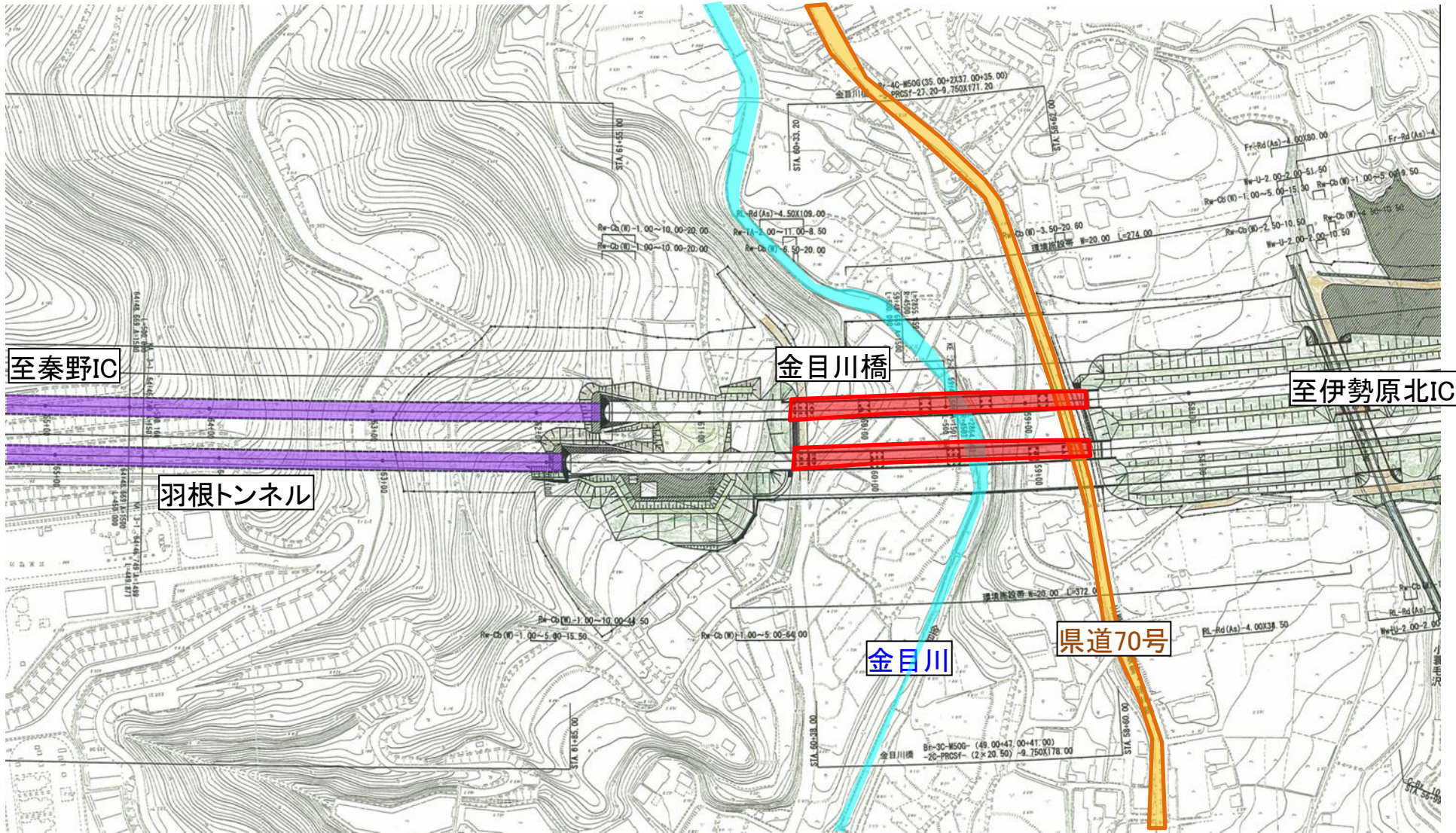


# 新東名高速道路 伊勢原北IC～秦野ICの路線概要



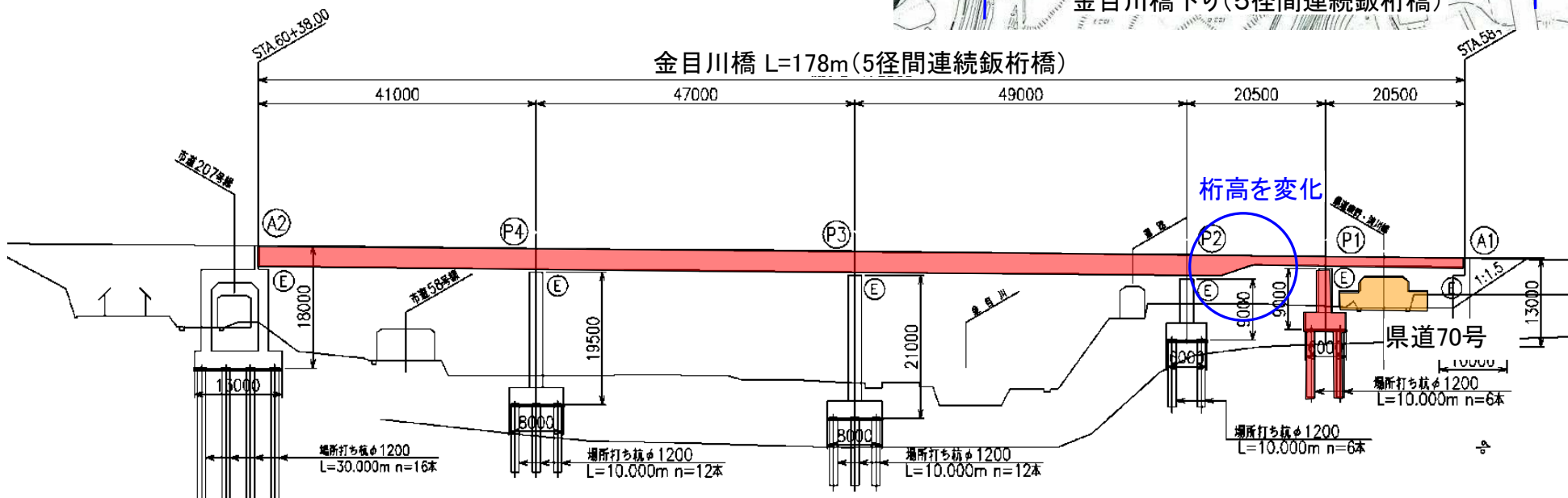
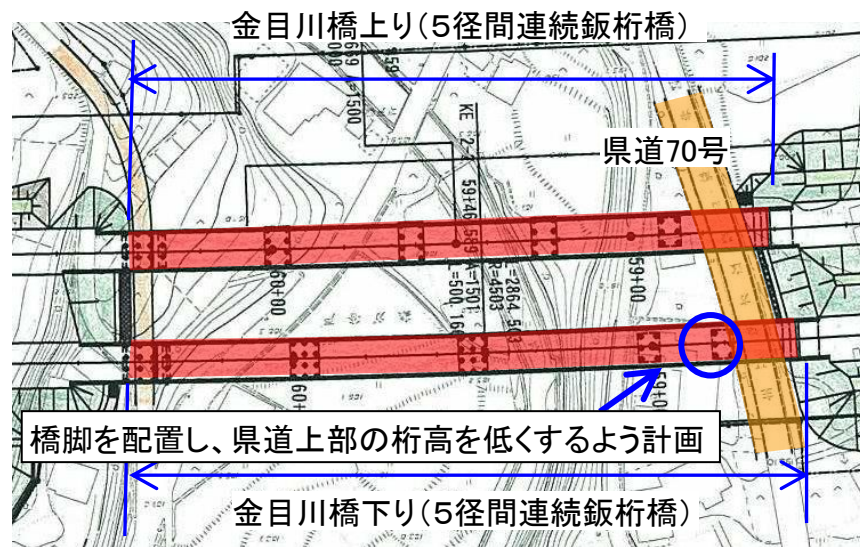
- ・新東名高速道路は、東京と名古屋を結ぶ延長約330kmの高規格幹線道路。
- ・わが国の大動脈である東名高速道路の抜本的な混雑解消や、ダブルネットワーク化による信頼性の向上、3大都市圏の連携強化として機能し、社会・経済活動の発展などに寄与する路線。
- ・伊勢原北IC～秦野IC(約12.8km)はH32年度開通に向けて用地取得の推進及び工事を順次発注中。

# 金目川橋 現地状況



# 金目川橋の橋梁形式 当初計画

- ・本線の線形は都市計画に基づいて計画
- ・金目川橋の橋梁形式は、**県道70号の建築限界を考慮し、**  
**県道脇に橋脚を配置した低い桁高で計画**

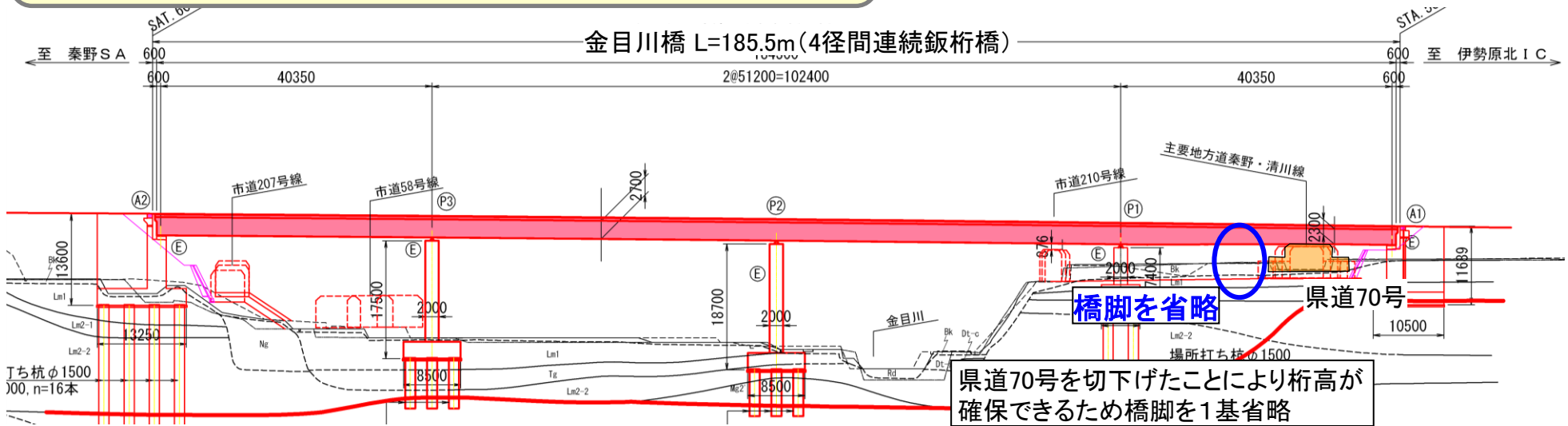
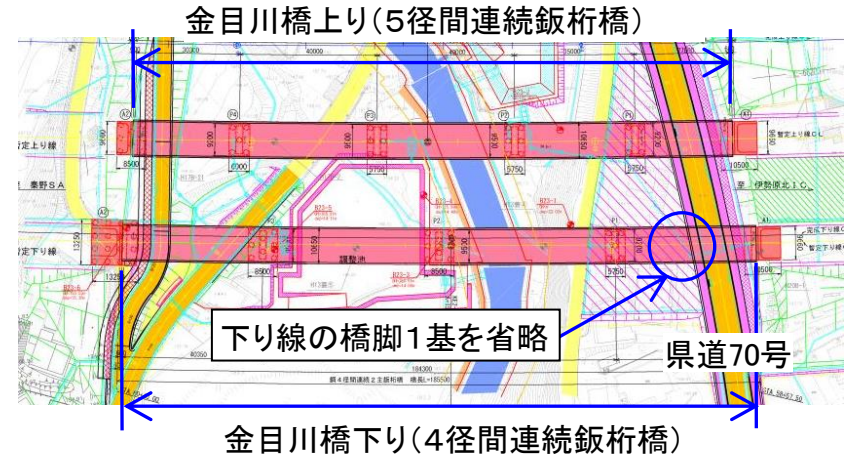


# 橋梁形式の見直し検討

コスト削減を図るため、橋梁支間長の見直しを検討

- ・**県道70号の一部区間の縦断を切り下げ、桁高を大きくすることでスパンを飛ばし、橋脚を1基省略**できる点に着目
- ・**県道の路面を最大約1.8m切り下げることにより、県道の建築限界と下り線の橋脚を1基削減するために必要な桁高を確保できることを確認**

県道の縦断線形見直しの了解を得るため、道路管理者及び地元と協議を実施



# 協議に対する取り組み

道路管理者（神奈川県）及び地元と協議を実施

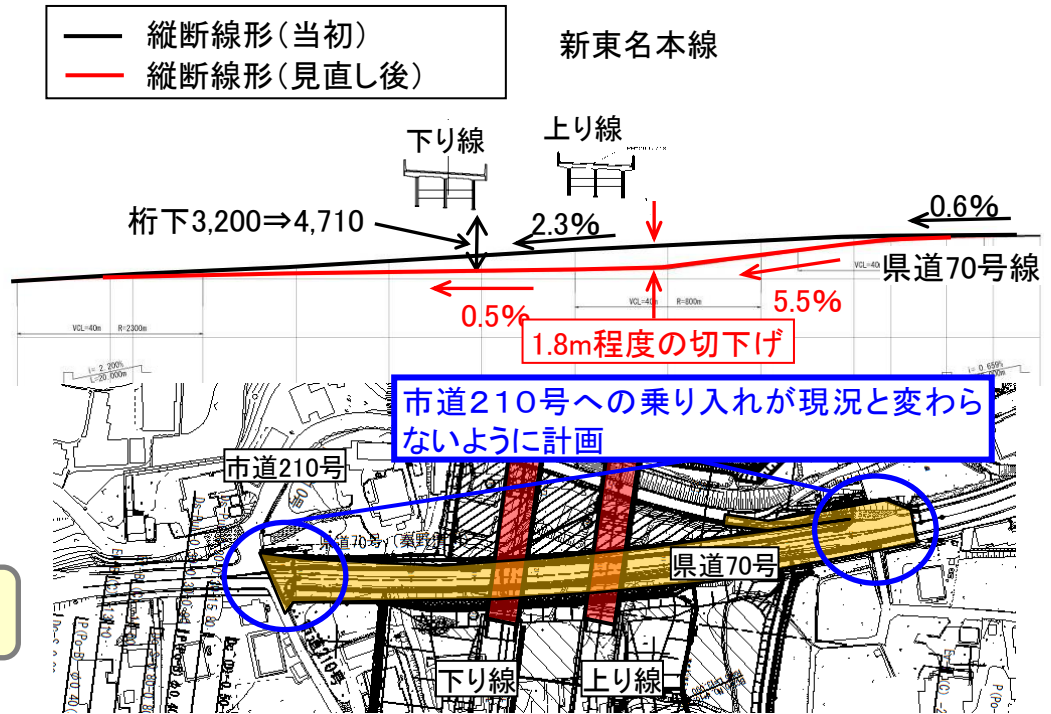
- ・地元は、もともと**県道全体に起伏が多く、走りにくい道路**であることから、切り下げにより**縦断が厳しくなることに難色**
- ・県道に接続する**市道に段差等の影響が生じない**計画であり、道路構造令にのっとりた**縦断で、走行性にも支障がない**ことを検討資料だけでなく、**現地立会を交えて粘り強く説明**



**県道の縦断線形見直しについて了解を得る**

## 【協議経緯】

年月	経緯（協議・現場作業等）	協定・設計
平成18年3月		橋梁一般図作成
平成18年9月 ~ 平成19年5月	県道の縦断勾配見直しを検討	協定締結（会社・機構） 設計協議用図面作成
平成19年2月 ~ 平成20年11月	道路管理者協議（ <b>神奈川県</b> ）（3回） 東地区（秦野市） <b>対策協議会</b> 説明（11回）	
平成21年2月	道路設計に関する <b>確認書締結</b>	



地元及び関係機関と協議し同意を得て、橋梁形式を見直したことは、  
**会社の主体的な提案及び協議**によるものである。

運用指針第2条第1項第1号イに適合

## 《申請された会社の経営努力》

地元及び関係機関と協議し、県道の縦断線形を変更し、  
本線の橋梁形式を変更したことにより施工費を縮減

### 助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針(抜粋)

#### 第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減(適正な品質や管理水準を確保したものに限り)について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

①次に掲げるいずれかにより、道路の計画、設計又は施工方法を変更したことによる費用の縮減。

イ. 地権者、関係機関などへの提案及び協議